北栄町舗装構成及び埋設深設計基準

地域整備課　地域整備室

1. 総則

1－1　基準の目的

本基準は、北栄町の管理する町道における舗装構成及び道路内に埋設する構造物（占用物件）の埋設深に関する基準を定めるものとする。

1－2　舗装の構造の原則

(1)　舗装は、道路の存する地域の地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全であるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができる構造とするものとする。

(2)　舗装の構造の決定に当たっては、道路の存する地域の状況、沿道の土地利用の状況及び自動車交通の状況を勘案して、当該舗装の構造に起因する環境への負荷を軽減するよう努めるものとする。また、舗装発生材及び他産業再生資材の使用等リサイクルの推進に努めるものとする。

(3)　車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の存する地域の状況、自動車交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。

(4)　積雪寒冷地域に存する道路の車道及び側帯の舗装の施工に当たっては、路床の状態を勘案して必要がある場合においては、路床土の凍結融解による舗装の破損を防止する対策を行うものとする。

1－3　用語の定義

本基準において用語の意義は、道路法(昭和27年法律第180号)及び道路構造令(昭和45年政令第320号)によるほか、以下による。

(1)　舗装構成

舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質

(2)　疲労破壊輪数

舗装道において、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装構成が同一である区間ごとに定められるものをいう。

(3)　舗装計画交通量

舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び2以上の車線を有する道路にあっては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の1車線あたりの日交通量をいう。

(4)　設計CBR

T_A法を用いてアスファルト舗装厚を決定する場合に必要となる路床の支持力。

(5)　信頼度

舗装が設定された設計期間(標準10年)を通して破壊しない確からしさ。

(6)　T_A法

アスファルト舗装の構造設計方法のひとつで、路床の設計CBRと舗装計画交通量に応じて目標とするT_A（等値換算厚）を下回らないように舗装の各層の厚さを決定する方法。

2. 道路区分

道路構造令（以下「政令」という）第3条の定めのうち、北栄町の道路においては次表に掲げる区分を適用する。

道路の存する地域	その他の道路
地方部	第3種

計画交通量＼地形	1,500以上 4,000未満	500以上 1,500未満	500未満
平地部	第3級	第4級	第5級
山地部	第4級		第5級

3. 条件設定

3－1 交通量区分

次の各号の路線（区間）において、交通量区分を適用する。

（1）幹線町道の交通量区分を「N3」相当とする。

当該基準に対する幹線町道とは、指定道路の1級町道、2級町道及び片側1車線の2車線道路並びにその他町道のうち別表に掲げる路線及び区間とする。

（2）前号以外のその他町道の交通量区分を「N2」相当とする。

3－2 設計CBR

設計CBRは、3％とする。

3－3 信頼度

信頼度は、50％とする。

3－4 必要等値換算厚(T_A法)

$T_A = 3.07N^{0.16} / CBR^{0.3}$

T_A:必要等値換算厚　N:疲労破壊輪数(回/10年)　CBR:路床の設計CBR

※TA法・・・経験にともづく設計方法

路床の支持力と舗装計画交通量から必要とされる等値換算厚を求め、この等値換算厚を下回らないように舗装構成を決定する方法。(舗装設計便覧 H18.2 P62)

4. 舗装構成

4－1 アスファルト舗装構成

アスファルト舗装構成の設計基準は下表及び別表「道路舗装構成図」のとおりとする。

表－1 3－1の（1）に適用する標準舗装構成

表層	cm	5
上層路盤	cm	10
下層路盤	cm	12
舗装厚計	cm	27
T_A		11.49 ＜ 11.5

表－2 3－1の（2）に適用する標準舗装構成

表層	cm	4
路盤	cm	15
舗装厚計	cm	19
T_A		9.10 ＜ 9.25

4－2 コンクリート舗装構成

コンクリート舗装の構成については別表「道路舗装構成図」のとおりとする。

ただし、アスファルト舗装にて復旧する場合は、前3の舗装構成を準用してもよい。

5. 舗装設計における留意事項

（1） 既設舗装部の舗装復旧は、原則、原形復旧とすること。また、既設舗装構成が本基準を満たさない場合は、本基準の舗装構成による復旧とすること。

（2） 舗装構成の各層に用いる材料は、別図「道路舗装構成図」に示す材料を基本とし、それ以外の材料については、「舗装設計便覧」を参考に当該材料の品質規格以上と確認されたものを使用する。

（3） 車道部において現況の表層厚が4cm未満の場合は、表層厚を4cm以上とした計画で施工すること。

（4） 路床の設計CBRが3未満の現場の場合、路床構築により設計CBR値が3以上となるよう計画すること。

6. 構造物の埋設深（占用物件）

道路法第32条第2項第3号に基づく道路の占用の場所については、別紙「北栄町埋設深基準」で示す最低埋設深の値以下としないこと。

7. 適用日

平成28年4月1日から適用する。

ただし、適用日以前に協議・設計済みのものについては、従前の例によるものとすることができる。